

Partner's public relations magazine

2013年1月発行

Vol.4

# パートナーズ

# 会報誌

所得税の確定申告とは？  
最近の税制改正情報

価格0円(税込み)

頭の体操  
クロスワード  
パズル付き

税理士法人  
パートナーズ

謹賀新年



あけましておめでとうございます

本年も変わらぬご愛顧、よろしくお願ひ申し上げます。



<http://www.zei-partners.com>

新年あけましておめでとーございます

謹んで新春のお喜びを申し上げます。  
旧年中に賜りましたご厚情に対し、心より御礼申し上げます。

税理士法人パートナーズは、皆様から賜りました格別のお引き立て、「ご厚情により昨年十周年を迎えることができ、あらためて心より厚く御礼申し上げます。今後、先の十年を見据えたお客様への更なるサービスの向上と同時に、お客様より頂戴したご相談やお悩みに対して共に解決し、さらに身近に感じていただく本当の意味での「良きパートナー」となれるよう、努めて参ります。

さて寒さ厳しい季節、風邪などは引かれていませんでしょうか。この冬は例年より寒いとのことですが、会員の方々におかれましては山陰から四国まで南北に広くいらつしやいますので気温の差も地



代表社員・税理士  
川本 洋

会社西側



会社北側



## 会社建物に看板を設置しました

皆様から会社の場所が分かりづらいという多くの声を頂き会社の北側(正面)と西側に看板を設置しました。付近までお越しくださいれば目に付きやすい場所に設置しておりますので、お立ち寄り際にはこちらをご確認ください!

域によって大きく違うと思います。くれぐれも体調面や外出時の交通などに気を付けてください。また皆様からのご相談に対しても、誠意をもってお応えできるように従業員一同、対応させていただきます。

新年にあたり皆様方の「ご多幸を心より祈念し、今後とも倍旧のお引き立てを賜りますようお願い申し上げます。

新年あけましておめでとーございます

新春を迎え、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

昨年五月に山陰に支社を開設させていただき八カ月を迎えようとしております。支社開設後、税務相談や個別相談会等を通じて徐々にではありますが会員の皆様とお会いできる機会をいただけてきました。なかでも印象的だったのが『写真写りが良すぎる。』とのご指摘でした。本年は大きくなったカラダと会報誌とのギャップを埋めるべくダイエットをにとりくみたいと思います。

さて、昨年末民主党政権から自民党政権への政権交代が行われました。いわゆるねじれ国会の状態が解消され、国会運営が安定的に行われることになると思われま。職業柄、所得税、相続税等税制改正の方向が気になるところであります。消費税の増税改正をはじめ収入減の乏しい政府からするとやはり新政権も増税の路線は継承?が想定されます。今後年度末に向け政治から目が離せません。

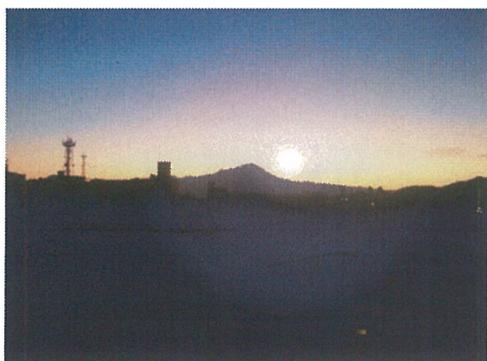
お客様にとって最善の方策はなにか?

自問自答・鍛錬を怠りません。私たち税理士法人パートナーズは文字通りお客様の『良きパートナー』であり続けたいと考えております。

最後になりましたが、本年が、皆さまにとりまして幸多き年となりますよう心より祈念いたしまして、年頭のご挨拶とさせていただきます。



山陰支社長  
税理士  
川原 康寛



川原の自宅より撮影した大山の  
初日の出(撮影:川原)



# 所得税の確定申告とは？



所得税の確定申告は、毎年1月1日から12月31日までの1年間に生じた全ての所得の金額とそれに対する所得税の額を計算し、申告期限までに確定申告書を提出して、源泉徴収された税金や予定納税で納めた税金などとの過不足を精算する手続です。

## 【所得の種類と課税方法】

所得は、その発生形態などに応じて10種類に分類されます。  
また、それに応じて次の課税方法となります。

種類	概要	課税方法
事業所得 (営業等・農業)	商・工業や漁業、農業、自由職業などの自営業から生ずる所得	総合
	事業規模で行う、株式等を譲渡したことによる所得や一定の先物取引に係る所得	申告分離
不動産所得	土地や建物、船舶や航空機などの貸付けから生ずる所得	総合
利子所得	公社債や預貯金の利子などの所得	源泉分離
	国外で支払われる預金等の利子などの所得	総合
配当所得 ※配当所得には 確定申告不要制度 があります	法人から受ける剰余金の配当、公募証券投資信託の収益の分配などの所得(申告分離課税を選択したものを除く)	総合
	上場株式等に係る配当等、公募証券投資信託の収益の分配などで申告分離課税を選択したものの所得	申告分離
	特定目的信託の社債的受益権の収益の分配などの所得	源泉分離
給与所得	俸給や給料、賃金、賞与、歳費などの所得	
雑所得	公的年金等 国民年金、厚生年金、公務員の共済年金、恩給などの所得	総合
	その他 原稿料や講演料、生命保険の年金など他の所得に当てはまらない所得 業(事業規模を除く)として行う、株式等を譲渡したことによる所得 や一定の先物取引に係る所得	申告分離
	公社債の償還差益のうち、一定の割引債の償還差益などの所得	源泉分離
譲渡所得	ゴルフ会員権や金地金、機械などを譲渡したことによる所得	総合
	土地や建物、借地権、株式等を譲渡したことによる所得 ※株式等の譲渡については事業所得、雑所得となるものを除く	申告分離
一時所得	生命保険の一時金、賞金や懸賞当せん金などの所得	総合
	保険・共済期間が5年以下の一定の一時払養老保険や一時払損害保険の所得など	源泉分離
山林所得	山林(立木)を伐採して譲渡したことなどによる所得	
退職所得	退職金、一時恩給、確定給付企業年金法及び確定拠出年金法による一時払の老齢給付金などの所得	申告分離

総合  
総合課税

確定申告により、他の所得と合算して所得税を計算する制度です。

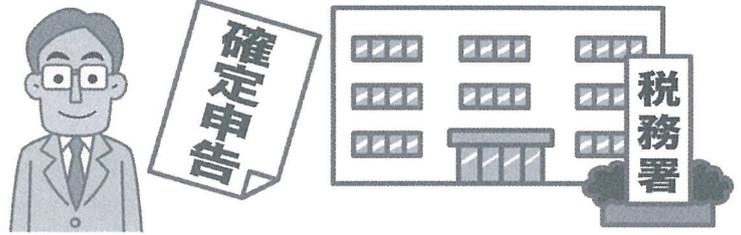
申告分離  
申告分離課税

確定申告により、他の所得と分離して所得税を計算する制度です。

源泉分離  
源泉分離課税

他の所得とは関係なく、所得を受け取る時に一定の税額が源泉徴収され、それで全ての納税が完結する制度です。表の「概要」欄に掲げる所得のほか、金投資(貯蓄)口座の所得なども源泉分離課税の対象とされています。

# 確定申告が必要な方



## ■一般の人の場合

利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、退職所得、山林所得、譲渡所得、一時所得又は雑所得のある人は、これらの所得金額の合計額が基礎控除や扶養控除などの所得控除額の合計額を超えるとときは、確定申告をしなければなりません。例えば、生命保険満期一時金や生命保険契約等に基づく年金などの収入があっても必要経費を差引いても所得ができる場合などがこのパターンに該当します。

## ■給与所得者の場合

- (1) その年中の給与収入金額が2,000万円を超える人
- (2) 1ヶ所から給与を受けている人で、給与所得及び退職所得以外の所得の金額の合計が20万円を超える人
- (3) 2ヶ所以上から給与を受けている人で、主たる給与支払者以外からの給与収入金額と給与所得及び退職所得以外の所得金額との合計金額が20万円を超える人

なお、(1)、(2)、(3)は、給与等のすべてに所得税の源泉徴収がされることが前提条件となっています。よって源泉徴収の規定の適用がされていない場合には、合計金額が20万円を超えていなくても確定申告が必要となります。

## ■公的年金等の所得がある人の場合

平成23年分以後の各年分について、公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税の確定申告をする必要はありません。

※この場合であっても、所得税の還付を受けるためや、上場株式等の譲渡損失を翌年以後に繰越するためには、確定申告書を提出する必要があります。

※所得税の確定申告が必要ない場合であっても、住民税の申告が必要な場合があります。住民税に関する詳しいことはお住まいの市区町村におたずねください。

## ■退職所得がある人の場合

退職所得は、ほとんどの人は源泉徴収だけですまされ、確定申告する必要はありません。しかし退職金の支払を受ける際に、支払者に退職所得の受給に関する申告書を提出しなかったために20%の税率で源泉徴収された場合には、その源泉徴収された金額が、正規の方法で計算した税額より少ないときには、確定申告しなければなりません。

## ■譲渡所得がある人の場合

譲渡所得とは、財産を売って得た所得で、その財産の種類によって税金の計算が異なります。

※土地、建物や株式を売ったとき→他の所得と分離して税金を計算します。

※土地、建物や株式以外の財産を売ったとき→他の所得と総合して税金を計算します。

## ■税金の還付を受けるため

- (1) 給与所得者で医療費控除や雑損控除などが受けられる人
- (2) 給与所得者で、年の途中で退職し、年末調整を受けなかった人
- (3) 住宅借入金(取得)等特別控除の適用を受けることができる人
- (4) 給与所得者が、給与所得者の特定支出控除の適用を受ける人
- (5) その他申告すれば還付される人



岡山西税務署

## ■損失の繰越しや繰戻しをするため

確定申告の義務のない人や還付を受けない人でも、所得金額が赤字(純損失)の人や、雑損控除で所得からひききれない損失がある人は、次年分に繰越したり繰戻して還付を受けたりすることができます。

## 所得から差し引かれる金額(所得控除)

種類	控除を受けられる場合
雑損控除	災害や盗難、横領により住宅や家財などに損害を受けた
医療費控除	一定額以上の医療費の支払がある
社会保険料控除	国民健康保険料(税)や国民年金保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料などの支払がある
小規模企業共済等掛金控除	小規模企業共済法の共済契約に係る掛金、確定拠出年金法の個人型年金加入者掛金、心身障害者扶養共済制度に係る掛金の支払がある
生命保険料控除	生命保険料や個人年金保険料の支払がある
地震保険料控除	地震保険料や(旧)長期損害保険料の支払がある
寄附金控除	国、地方公共団体などに支出した寄附金や特定の政治献金、震災関連寄附金などがある
寡婦・寡夫控除	あなたが寡婦又は寡夫である
勤労学生控除	あなたが勤労学生である
障害者控除	あなたや控除対象配偶者、扶養親族が障害者である
配偶者控除	控除対象配偶者がいる
配偶者特別控除	あなたの合計所得金額が1,000万円以下で、配偶者の合計所得金額が38万円を超え、76万円未満である
扶養控除	控除対象扶養親族がいる
基礎控除	38万円の控除

## 所得税の税率

所得税の税率は、分離課税に対するものなどを除くと、5%から40%の6段階に区分されています。課税される総所得金額(千円未満の端数金額を切り捨てた後の金額です)に対する所得税の金額は、次の速算表を使用すると簡単に求められます。

### 所得税の速算表

課税される所得金額	税率	控除額
195万円以下	5%	0円
195万円を超え 330万円以下	10%	97,500円
330万円を超え 695万円以下	20%	427,500円
695万円を超え 900万円以下	23%	636,000円
900万円を超え 1,800万円以下	33%	1,536,000円
1,800万円超	40%	2,796,000円

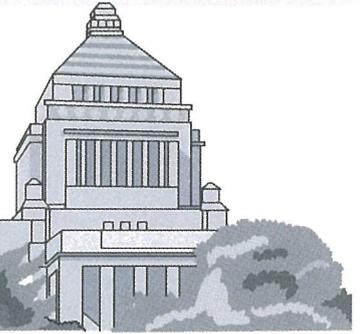
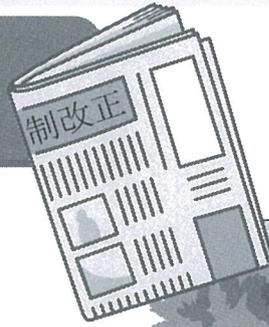
住民税の税率は一率10%となっています。個人の税額を考える場合には上記の所得税の税率+10%とする必要があります。



税理士 砂原洋一

最近の

# 税制改正情報



## 生命保険料控除の改正

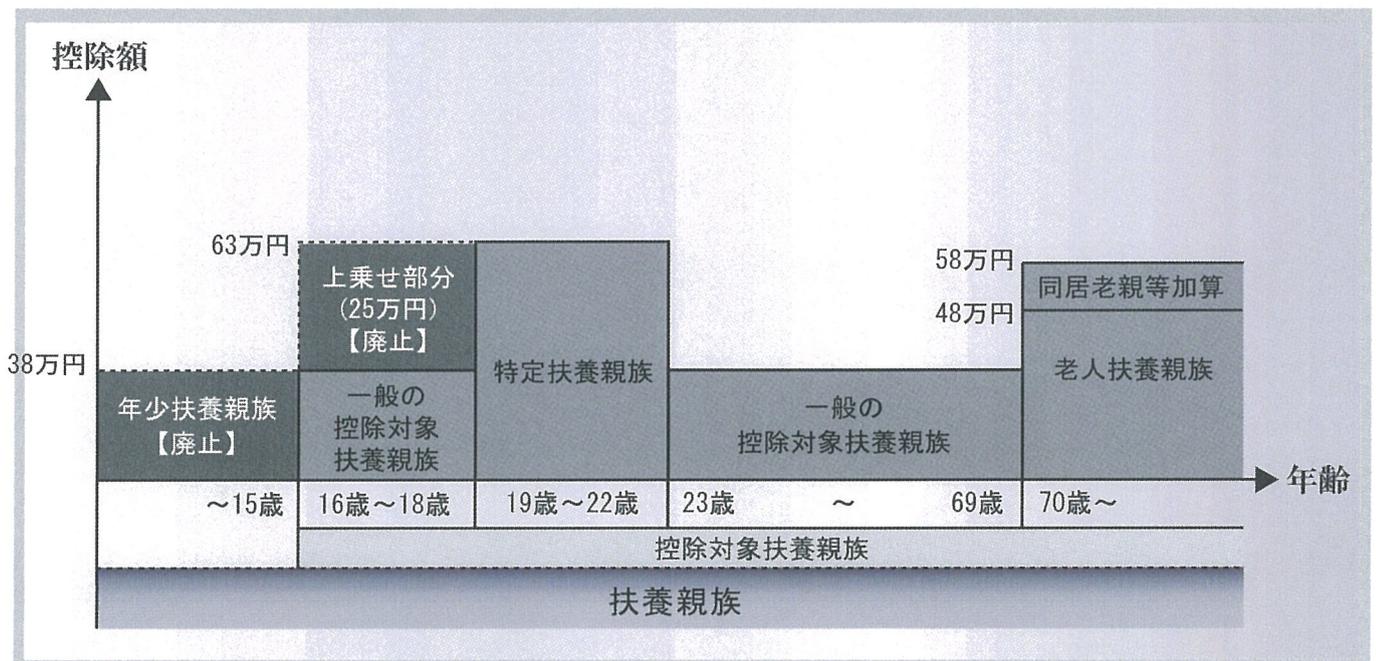
生命保険料控除について、平成24年以降に契約した保険については、一般生命保険料控除、個人年金保険料控除に加えて、介護医療保険料控除が新設され、それぞれの控除額の上限は4万円(合計12万円)とされました。

なお、平成23年までの契約分は、従来の一般生命保険料控除、個人年金保険料控除(それぞれの控除額の上限は5万円)が適用されます。

【新契約】		
遺族保障等 一般生命保険料控除 4万円	介護保障・医療保障 介護医療保険料控除 4万円	老後保障等 個人年金保険料控除 4万円
..... もしくは .....		
【旧契約】		
一般生命保険料控除 5万円 遺族保障 介護保障 医療保障等	介護医療保険料控除 4万円 介護保障・医療保障	個人年金保険料控除 5万円 老後保障等
※ただし全体で12万円が限度		

## 一定の扶養控除の廃止

- ・年齢16歳未満の扶養親族に対する扶養控除が廃止され、扶養控除の適用が受けられるのは16歳以上の方となりました。
- ・年齢16歳以上19歳未満の扶養控除の上乗せ部分(25万円)が廃止されました。





# パートナーズ会員募集

税理士法人パートナーズではただいま資産家向けの会員を募集しています。ご入会の方はパートナーズからの会報誌や税制改正などの情報をご提供、また電話無料相談にも応じます！年会費・入会費は無料！普段なかなか聞かない税務、相続、贈与などの関連情報はもちろん、知っていて得する意外に大切なミニ情報までご提供します！

年会費・入会費

**無料**

## 会報誌の発行

特典

①

資産家向けの情報をお送りします。税理士事務所だからこそお伝えできる情報や意外と知られていない重要なものや知って得するもの、また資産家の方への相続・贈与関連の情報も掲載してお届けします。■会報誌は不定期での発行となります

## 無料相談

特典

②

一般的な税務のご相談を承ります。税務関連はもちろん、相続、贈与など専門的なことをご相談下さい。

■無料相談は一般的な内容となります ■個別具体的な内容や書面を製作するものに関しては費用をいただきます

## 税制改正・判決事例の提供

特典

③

よく変わる税法のポイントを改正ごとにご提供します。また過去の判決事例もお届けします。若干専門的なものとなりますが、知っていなければならないポイントや知っておいて得するポイントが必ずあります。

会員の皆様の周りの方にも情報提供いたします！

# 会員の輪を広げよう！

ご入会だけでこちらのパートナーズ会報誌を送付いたします。もちろん入会費、年会費無料！皆様の周りで税務のことにご興味がある方がいらっしゃいましたら、是非入会を！